

茨城県地球温暖化対策実行計画改定小委員会設置要項

(設置)

第1条 茨城県地球温暖化対策実行計画の見直しに当たり、必要な調査検討を行うため、茨城県環境審議会条例（平成6年茨城県条例第26号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、茨城県環境審議会（以下「審議会」という。）の下に、茨城県地球温暖化対策実行計画改定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託に基づき、計画の見直しに係る事項を調査検討し、その結果を審議会に報告する。

(組織)

第3条 小委員会は、審議会会長（以下「会長」という。）が指名する者（以下「委員」という。）で構成する。

2 委員の任期は、前条の規定に基づき、調査検討結果を審議会に報告したときまでとする。

(委員長等)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、会長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に学識経験者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、茨城県県民生活環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要項は、令和4年2月18日から施行する。

茨城県地球温暖化対策実行計画改定小委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	環境審議会 委員
天野 晴子	日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授	
板谷 和也	流通経済大学 経済学部 教授	
内山 洋司	国立大学法人筑波大学 名誉教授	
亀山 康子	国立研究開発法人国立環境研究所社会環境システム領域 上級主席研究員	○
桑沢 保夫	国立研究開発法人建築研究所環境研究グループ グループ長	
柴沼 啓子	茨城県中小企業レディース中央会 副会長	○
但田 賢哉	日本製鉄(株) 東日本製鉄所鹿島地区 安全環境 環境防災部 鹿島環境防災室長	
人見 次男(※)	国立大学法人茨城大学 監事	
中村 眞紀子	NPO 法人やみぞの森 常務理事	○
横木 裕宗	国立大学法人茨城大学 大学院 理工学研究科都 市システム工学専攻 教授 (茨城県地域気候変動 適応センター長)	

※ 令和4年(2022年)6月28日まで国立大学法人茨城大学 監事 中根 一明 委員であり、人見 次男 委員は同年8月に就任。